

**「こども性暴力防止法」が
2026年12月25日にスタートします。
～実習生も性犯罪前科の有無の確認が求められる可能性があります～**

こども性暴力防止に関する制度施行に伴う実習生への留意点について

2026年12月25日より、「こども性暴力防止」に関する法律が施行され、学校や保育所、学習塾など、こどもに対して教育・保育などを行う事業者には、性暴力を防ぐための取組が求められます。これに伴い、実習生についても性犯罪前科の有無の確認が求められる場合がありますので、以下の点にご留意ください。

【実習生に関する留意点】

- ・実習計画において、こどもと一対一で接する場面が予定されている場合や、実習期間が長期にわたる場合など、実習内容に「支配性」「継続性」「閉鎖性」が認められると判断された場合には、性犯罪歴の有無の確認が必要となることがあります。なお、確認の要否については、最終的に実習先の事業者が判断します。
- ・性犯罪前科の有無の確認が必要であると判断された場合、実習生本人がこども家庭庁に対して戸籍等の書類を提出する必要があります。
- ・性犯罪歴が確認された場合、こどもと接する実習は認められず、これにより資格取得が不可能となる可能性があります。この点については、事前に**同意書**を提出していただきます。
- ・実習開始前（教育実習、介護等体験等）には、性犯罪前科がない旨の**誓約書**を提出していただきます。
- ・教育実習や介護等体験等の事前指導において、「こども性暴力防止」および「ハラスメント防止」に関するガイダンスを実施しますので、必ず受講してください。

こどもたちの安心と尊厳を守ることは、教育者としての第一歩です。
皆さん一人ひとりの誠実な姿勢が、信頼される教育実践につながります。
どうか真摯な気持ちで実習に臨んでください。

【参考】

こども家庭庁 HP「こども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）」

リンク：<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>